

墨田区長等の給料等に関する条例

昭和 22 年 8 月 4 日

条例第 7 号

第 1 条 墨田区長及び副区長（以下「区長等」という。）の受ける給料、旅費及び手当については、この条例の定めるところによる。

第 2 条 区長等の給料の額は、別表 1 による。

第 3 条 区長等が公務により旅行するときは、順路により旅費を支給する。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は別表 2 による。

3 旅費の支給方法は、職員の旅費に関する条例（令和 7 年墨田区条例第 22 号）の適用を受ける職員の例による。

第 4 条 区長等に対しては、給料及び旅費のほか、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。

2 退職手当の額、支給条件、支給方法その他支給に関しては、別に条例で定めるところによる。

第 5 条 給料の支給方法及び通勤手当の額、支給条件、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和 33 年墨田区条例第 19 号）の適用を受ける職員の例による。

第 6 条 地域手当の月額は、給料月額に 100 分の 12 を乗じて得た額とする。

2 前項に定めるものを除き、地域手当の支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。

第 7 条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に 100 分の 194 を乗じて得た額に、支給割合を乗じて得た額とする。

(1) 給料月額及び地域手当の月額の合計額

(2) 前号の合計額に 100 分の 20 を乗じて得た額

(3) 給料月額に 100 分の 25 を乗じて得た額

2 前項の支給割合は、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員に係る期末手当

の例による。

3 前2項に定めるものを除き、期末手当の支給条件、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。

付 則（令和6年1月28日条例第41号）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定（別表1の改正規定を除く。） 公布の日
- (2) 第1条中別表1の改正規定 令和6年1月28日
- (3) 第2条の規定 令和7年4月1日

別表1

職名	給料月額
区長	1,175,000円
副区長	949,000円

別表2

種類	旅費の額
宿泊費 (1夜当たりの額)	内国旅行 実費額又は国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）別表第2の1本邦の表東京都の項内閣総理大臣等の欄に定める額（副区長にあっては、同項指定職職員等の欄に定める額）のいずれか低い額 外国旅行 実費額又は省令別表第2の2外国の表上欄に掲げる地名の区分に応じ、同表内閣総理大臣等の欄に定める額（副区長にあっては、指定職職員等の欄に定める額）のいずれか低い額
宿泊手当（1夜当たりの定額）	内国旅行 省令別表第3の1本邦の表下欄に定める額 外国旅行 省令別表第3の2外国の表上欄に掲げる国の区分に応じ、同表下欄に定める額

宿泊費及び宿泊手当以外の旅費	職員の旅費に関する条例の適用を受ける職員の例により定める額
----------------	-------------------------------

## 備考

- 1 内国旅行とは、職員の旅費に関する条例第 2 条第 1 号に規定する内国旅行をいい、外国旅行とは、同条第 2 号に規定する外国旅行をいう。
- 2 宿泊手当については、職員の旅費に関する条例第 14 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。